

平成16年2月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 田上

平成15年(ホ)第320号 損害賠償請求控訴事件 (原審・札幌地方裁判所平成14年(ケ)第2054号)

口頭弁論終結日 平成15年12月8日

判 決

福岡市

控 訴 人

Y

株式会社

同代表者代表取締役

[Redacted]

同訴訟代理人弁護士

[Redacted]

札幌市

[Redacted]

被 控 訴 人

[Redacted]

同訴訟代理人弁護士

荻 野 一 郎

同

青 野 涉

同

中 村 歩

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文同旨

第2 事案の概要

事案の概要は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第

2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決2頁21行目の「外国為替証拠金取引と称される」を削除し、同頁末行の「被告の説明によれば」を「控訴人の主張によれば」と改める。

2 同3頁23行目の「取引単位である10万ドル」を「取引金額全額」と改め、同頁24行目の「発生するため、」の次に「10万ドルの」を、同頁26行目の「逆に」の次に「10万ドルの」をそれぞれ加える。

3 同8頁16行目の冒頭から同頁17行目の「よるものである。」までを次のとおり改める。

「外国為替及び外国貿易法（平成9年法律第59号による改正後のもの。以下同じ）は、外国為替業務を完全自由化し、本件取引を正当化したものである。すなわち、外国為替及び外国貿易法55条の7、外国為替令18条の7第1項3号は、財務大臣は「対外支払手段の売買又は債権の売買」を相当規模行う者に対して報告を求めることができる旨定めているところ、本件取引はこの「対外支払手段の売買又は債権の売買」に該当するから、相当規模の取引を行う場合に報告を求められる以外は、誰もが自由に業としてその取引を行うことができるのである。さらに、本件取引は直物取引で差益決済も可能となっているが、この点も外国為替及び外国貿易法55条が定める報告義務があるほかは、自由に行うことができるのである。」

4 同8頁19行目の「このような取引を賭博というなら」を「そして、このような取引は、今や世界の金融取引の主要な部分を占めるように浸透しているのであり、仮に賭博性が認められるとしても、もはや違法性の阻却された経済活動と考えるべきであるし」と改める。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、被控訴人の請求は理由があると判断する。その理由は、次の通りである。

1 争点(1) (不法行為) について

(1) 控訴人は、WWMF X商品 (本件取引) について、それは顧客と A 社の間の、インターバンク (銀行間) レートを基準とした証拠金による外国為替の直物の売り、買いの相対取引であった旨主張する。すなわち、本件取引は、顧客が A 社に証拠金を預託した上、同社に依頼して、インターバンク市場でその証拠金の何倍もの額の外国為替取引を行う先物取引的な性質のものではなく、あくまでも顧客とサマセット社間の外国為替の直物の相対取引であった旨主張する。

(2) しかるに、控訴人は、パンフレット及び契約書ひな型 (甲 2, 9 の 1 ないし 3, 20) 等において、WWMF X商品について、「平成 10 年 4 月のいわゆる外為法の一部改正により、個人投資家の外国為替相場に対する関心が高まった状況下で、これまで機関投資家のみが開かれていた為替取引に個人投資家にも幅広く参加してもらうための、想定元本を 10 万ドルとし、証拠金をその 3% とする、まったく新しい資産運用の手段としての金融派生商品である。」と紹介していた。それは、WWMF X商品は、個人投資家が機関投資家と並んで新たに外国為替市場に参加することを目的とするものであるかのような印象を与えるものであった。

そして、外国為替取引の危険性について、「外国為替取引は、少ない証拠金で予め合意された倍数に相当する金額の取引が行われる。このために、多大な利益を得ることができると同時に、多大な損失が生じる危険性がある。」とし、「為替相場の変動に応じ、当初預託した取引証拠金では足りなくなり、取引を続けるには追加の証拠金を新たに預けなければならなくなることもある。また、一旦証拠金を追加した後に、さらに損失が増え、預託した証拠金が全部戻らなくなったり、それ以上の損失となることもある。」などと、WWMF X商品があたかも外国為替市場における先物取引であるかのごとき印象を与える説明をしていた。

控訴人は、その一方で、WWMF X商品が1日単位で決済される直物為替取引であると説明しながらも、「取引契約を行った翌営業日にその契約を乗り換える（ロールオーバー）という行為を繰り返すことによって、決済期限を設けることなく、また受渡し決済を行わずいつでも反対売買によって差金決済を行うことができ」という仕組みのあることを説明して、顧客をして、本来は為替取引の契約日の2日後に直物取引の決済をすべきところを、現実にはその日には円あるいはドルの受渡し等の決済をせずに、その後の反対売買によってその間の価格差を決済するにすぎない状況、すなわち直物の為替取引を先物取引と誤認せしめかねない状況を作成していた。

その上で、控訴人は、契約書ひな型の取引要項で、「限月」だとか、「呼値」だとか、「手数料」だとか、「証拠金」だとか、「値幅制限」だとかの先物取引にあたって使用する用語の説明を行い、また為替取引用語の解説だとして、同様に「ストップ・ロス」だとか、「ヘッジ」だとか、「追加証拠金」だとかの先物取引にあたって使用する用語の解説を行い、本件取引の勧誘の文書において、本件取引があたかも先物取引であるかのごとく誤認しかねない文言を多用していた。

そして、これらのパンフレット、契約書ひな型等において、控訴人は、WWMF X商品（本件取引）が実は顧客とサマセット社間の1対1の相対取引であるとは、一言の説明もしていなかった。

その上で、控訴人は、「本件取引を通じて A 社（オーストラリア政府認可商業銀行）が預かる顧客の資産は、完全分離保管制度の適用対象となるので安心して取り引きできる」旨を謳っていたが、A 社はオーストラリアの登録された証券ディーラーであって、同政府認可商業銀行ではなく（甲5の1ないし7, 6）、また、A 社は、その自認するところによれば、顧客からの証拠金を会社の固有財産とは分離して保管していたにすぎないものであり、A 社の私的な取引にすぎない本件取引に、あたか

も日本における預金保険制度を思わせるような、公的な顧客の資産保護のための「完全分離保管制度の適用」なるものは制度的に存在していなかった。したがって、この謳い文句は、顧客をして、本件取引が公的な資産保護の下にある安全なものであるかのごとく感わしかねないものであった。

- (3) A 社と顧客との契約書（甲20）において、A 社は自らをディーラーと称し、顧客を委託者と称していた。その契約条項は以下のとおりであった。

委託者はディーラーに対し、口座を開設することを依頼した場合、その時々々の直物相場によって、特定の通貨を売買することを依頼することができ、委託者はディーラーが委託者の直物相場用に開設した口座を維持し、取引を受託することを依頼するものとされている（契約条項前文I）。

委託者からの注文に関しては、委託者は直物相場に伴うリスク、またその時々々の状況によりディーラーに出した注文が履行できない場合があることに同意し、ディーラーは、委託者から受ける注文を履行するよう最善の努力を尽すものとするが、その時々々の市場の状況により注文の執行が不可能な場合もあり、その時々々の市場状況に従うものとされている（契約条項4C, E, F）。

そして、委託者が出すいかなる注文も、関係市場において、または、あらゆる人物及び市場に対して直接又は間接的に履行されるとされている（契約条項7B）。

また、小口化と低廉な取引コスト〔売買手数料・通貨交換手数料等〕、インターバンク市場において顧客が本当に有利に取引できるのがWWMFXの最大の特徴であるとも説明されている（冒頭「直物為替取引とは」の部分）。

証拠金については、委託者は新口座を開設する前に最低預託金をディーラーに預託しなければならず、また、委託者は契約の内容に従った運用を確保するため、ディーラーが必要とする必要証拠金を維持し、必要証拠金の価値

が減じた場合にはディーラーが指定する期日までに追証拠金を預託し、預託金を元の額の100パーセントに回復しなければならないものとされ（契約条項5B）、ディーラーが単独の裁量によって必要と判断した場合、もしくは増額証拠金が必要であると決定した場合、委託者は必要とされた額に基づきディーラーに増額証拠金を預託することに同意するとされている（契約条項5C）。

また、取引口座には必要な証拠金として最低3000ドルが残高としてなければならない、市場の値動きが顧客の建玉に対して、不利な方向に変動し、「値洗い」計算（毎日ニューヨーク市場現地時間午後3時の値段を以て行い、前日までの値洗い損益、スワップ金利、取引損益金の差引きを含む。）の合計が損計算となり、その合計額が建玉必要証拠金合計額の30パーセント以上となったとき A 社は、IB（イントロデュースングブローカー）である控訴人を通じて、その連絡（「追証通知書」については必要が生じたその都度サマセット社より顧客宛に直接送る。）をするとも説明されている（冒頭「WWMFX商品説明」部分及び「為替取引用語の解説」部分）。

手数料については、ディーラーは委託者に対し、その取引についてディーラーが定める委託手数料を科すこととされている（契約条項12B）。また、手数料はドルで引き落とされ、1枚（10万ドル）あたり片道100ドルであるとも説明されている（冒頭「WWMFX取引要項」部分）。なお、委託手数料は、取引を委託した場合に発生するものである。

スワップ金利については、ディーラーは委託者に対し、その未決済建玉についてもその時々レートに応じた比率でスワップ金利及び必要とあればその他の費用を科すことができ、委託者の口座の損金残高に対しては、単純日割りベースで北米の当時有効なプライムレートを年率3パーセント上回る利息で請求が行われるとされている（契約条項12B、C）。また、そのポジションによってドルと円の金利差相当分を相場の値動きに関係なく口座に積み

立てられる [ないしは口座から引き落とされる] こととなるとも説明されている (冒頭「WWMF X商品説明」部分)。

清算については、委託者はその口座清算時にドル建てのすべての差引勘定の支払を受諾することが義務付けられており (契約条項5 A), 閉鎖時の委託者の口座に残った差引勘定は、委託者その旨の通知を受け取ってから4営業日が経過するまでに、迅速に行わなければならないとされている (契約条項10 A)。また、顧客がポジションを手仕舞った時には自動的にロールオーバーはストップされドルで差金決済が行われる、現受け [1枚につき10万ドル相当分の円をご用意ください] することもできるとも説明されている (冒頭「WWMF X商品説明」部分)。

リスク等については、外国為替取引は顧客の外貨建資産における外国為替相場の変動リスクを防ぐ手段として活用すれば非常に便利なものであるが、思惑により利益を追求するといった投機的な手段として利用した時、多大な利益を得る機会があると同時に、元本以上の損失が生じる危険性もある、外国為替取引は少ない証拠金で予め合意された倍数に相当する金額の取引を行うため、多大な利益を得ることができると同時に、多大な損失が生じる危険があるなどと説明されている (冒頭「外国為替取引の危険性について」の部分)。

また、A社 (オーストラリア政府認可商業銀行) が預かった顧客の資産については、完全分離保管制度の適用対象となるので安心して取引できると説明されている (冒頭「WWMF X商品説明」部分)。

以上のとおり、A社と被控訴人との本件契約書においても、WWMF X商品 (本件取引) が、A社と被控訴人との相対取引であるとの説明は一切なく、逆にそれがインターバンク市場において、ディーラーであるA社を通じて、顧客 (被控訴人) が有利に取り引きできるためのものである旨の虚偽の説明がなされていた。

(4) 顧客と A 社との取引は、顧客が控訴人の社員を通じて A 社にドルの売り買いの注文を出すというものであり（証人■■■，同■■■，被控訴人本人），その取引明細は，あたかもインターバンク市場での取引実績であるかのごとき外観で，1週間ごとに顧客に対し英文で報告されていたというものの（甲21の1ないし3，38ないし41，証人■■■。英文であるため顧客にとってその取引明細の内容を理解することは困難であった。），実は A 社は売買の仲介者（ディーラー）ではなく，売買の相手方当事者であったのであるから，A 社は顧客からのドルの売り買いの注文をインターバンク市場に取り次いではいなかった。したがって，社と顧客との取引明細なるものは，顧客の理解の不十分さと相俟って，社の手によっていかようにも操作されうるものであった。

(5) 争いのない事実等，証拠（甲9の2及び4，20，21の1ないし3，22，38ないし42，乙5，6の1ないし9，証人■■■，証人■■■，被控訴人本人）及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。

ア 被控訴人は，昭和23年■■■月■■■日生まれの女性であり，本件取引開始当時52歳であった。被控訴人は，高校卒業の学歴であり，25歳の時に結婚した後は，家事以外には，亡夫が経営していた■■■■の業務を多少手伝う程度の労働を行っていた。なお，被控訴人は，同社の代表取締役として登記されているが，実際の代表者としての業務は，同じく代表取締役として登記されている亡夫の弟が行っている。

また，被控訴人は，株式や外貨預金等の取引経験はなく，外国為替取引に関する知識もなく，英文の解読をすることもできなかった。

イ 控訴人外務員の田■■は，平成13年10月18日，突如として被控訴人宅を訪問し，アメリカ合衆国のテロの話やドルのことを話したのみで帰っていった。

ウ 平成13年10月19日，田■■は，上司である渡■■と共に被控訴人宅を

訪問し、ドルなどの話をした後に、外貨預金の話をさせてほしいと述べた。被控訴人は、同日は外出の予定があったことから、15分程度で田■や渡■に引き取ってもらったが、渡■から引き続き説明をしたいとの申出があったので、電話番号を伝えた。

エ 渡■は、平成13年10月23日、被控訴人に電話をかけた上で被控訴人宅を訪問し、取引の勧誘を行った。まず、渡■は、「外貨預金データファイル」という標題の書面（甲22）を示した。この書面は、21行の邦銀や外国銀行の名称、各銀行の普通預金や定期預金の利率、為替手数料、ムーディーズなどの銀行格付けなどが記載された書面であり、このうち、オーストラリア・ニュージーランド銀行の名称部分と銀行格付け部分がマーカ一等により黄色で着色され、かつ、欄外の「ムーディーズは長期預金の支払い能力を示す。」という文章のうち「長期預金」という部分が黒いペンで丸く囲まれていた。そして、渡■は、この書面を示しながら、「日本の銀行に預けておいてもいいことはない。」、「今は、皆さん、どんどん外国の銀行に預金しています。」、「日本の場合はペイオフで1000万円しか保証されないが、外国の銀行は全額保証されるので、安全です。」、「オーストラリアにある、オーストラリア・アンド・ニュージーランド銀行という信用の高い銀行に預けます。」、「外貨預金は従来長期の定期でしたが、今は、短期で、いつでも預けて、いつでもおろせるものができた。」などと、本件取引が外貨預金であるかのような説明を行った。

また、渡■は、「スワップ金利表」と題する書面（甲9の4）も示して勧誘を行った。この書面は、取引口数1口（3000ドル）から100口（30万ドル）までを横軸に、取引日数1日から360日までを縦軸として、得られる金利の額を記載した表であるが、単に数字が記載されているだけであり、ドル買い取引の場合の表であることは記載されておらず、ドル売り取引の場合に顧客が金利を支払うことも記載されていない。渡■は、こ

の書面を示して、「ドルを預金しておく。預けておくと1口40万円あたり1日で167円金利が付きます。」「ドルが値上がりした時に利をとれる。」「ドルは確実に50銭は値を上げる。」「そのまま置いておいても、利息が付くからご自由です。」などと説明を加えた。

なお、渡■は、被控訴人に対し、「ワールド・ワイド・マージンFX」という標題のちらし（甲9の2）も交付したが、この書面については説明を加えなかった。この書面には、「外国為替取引」という記載の他に、「是非とも日米の金利差が開いたこの機会にご利用ください。なんと年率換算16.6%という高金利で推移しています!!」,「1ドルあたり約25銭（往復）の手数料。」「スワップ金利（年率0.50%）が、10万米ドルに対して日歩で付きます。（ドル買いの場合）」,「お客様のご資金の保全は完全分離保管で100%守られていますので、安心取引です。」「差金決済による証拠金制度です。」と記載されていたが、ドル売り取引の場合に、顧客がスワップ金利を支払うこと、取引の相手方やサマセット社と控訴人との関係に関する記載はない。

また、渡■は、被控訴人に対し、この時点では、本件取引のパンフレットや契約書は交付しなかった。

このような説明の結果、被控訴人は、本件取引が外貨預金又はこれに類似する取引であると誤信した。

そして、以上の説明が終了した後、渡■は、3口120万円から取引を開始するよう勧めたが、被控訴人は、検討するとして、回答を留保した。オ 渡■は、平成13年10月24日、被控訴人に電話をかけ、取引を開始するかどうかの判断を求めた。被控訴人は、120万円なら取引をしてもよいと考え、取引を開始することとした。同日、渡■と田■が被控訴人宅を訪問し、120万円を受領した後、被控訴人に対し、説明書兼契約書（甲20）を交付し、内容を説明することなく、必要部分について被控訴人に

署名押印をさせた。被控訴人は、同書面に、A 社という記載がある点について渡に質問したところ、オーストラリア・ニュージーランド銀行の支店のようなものであるとの説明を受けた（被控訴人本人）。

カ 被控訴人は、その後、原判決別紙2のとおり、本件取引を行ったとされている。

なお、本件取引では、被控訴人が控訴人の外務員に取引の注文を出し、これを控訴人が A 社に伝えることになっていた。そして、取引の経過については、毎日の取引内容を記載した取引明細を、1週間分まとめて、A 社から被控訴人に送付することになっていたが、取引明細は、英文で記載されたものしか作成されなかった。しかも、渡は、前記勧誘の際、英文で記載された取引明細が送付されることを被控訴人に説明していなかった（被控訴人本人）。

キ 以上の取引で、被控訴人は、控訴人に対し、原判決別紙1のとおり、平成13年10月24日から平成14年7月12日までの間に合計6223万円を支払い、平成14年7月30日に738万6283円の支払を受けて、差引5484万3717円の損失となった。

以上のとおり認められる。

(6) 以上判示したところに基づき検討する。

ア WWMF X商品（本件取引）は、控訴人の自認するとおり、顧客とサマセット社間の、インターバンク（銀行間）レートを基準とした外国為替の直物の売り買いの相対取引であった。

しかるに、控訴人は、WWMF X商品のパンフレット及び契約書ひな型等において、WWMF X商品が、顧客と A 社間の外国為替の直物の売買の相対取引であることは一言も説明せず、逆に個人投資家が機関投資家と並んで新たに外国為替市場に参加する先物取引であるかのような印象を与える説明をしていた。すなわち、WWMF X商品とは、「委託者」で

ある顧客が、「ディーラー」である A 社に証拠金を預け入れた上、
A 社に対し、その時々々の直物相場によるドルの売買を委託し、
A 社はインターバンク市場において顧客の注文を履行し、その後の
反対売買により顧客との差金決済をするという趣旨の説明であった。

それは、WWMF X商品が、顧客と A 社間の直物の相対取引で
あるとすれば、本来は不要な、取引証拠金の制度の説明（これが相対売買
当事者の一方である顧客からその他方の A 社に対してのみ預託が
義務付けられる合理的な根拠は認め難い。）、あるいは取引証拠金に基づく
本件取引のハイリスクの説明（この説明は直物の相対取引にはそぐわな
い。）、そのための顧客が直物の相対取引を先物取引と誤認しかねないロー
ルオーバーという仕組みの作出、また上記WWMF X商品の勧誘文書にみ
られる先物取引用語の多用、そして何よりも本件基本契約書において、顧
客を委託者と呼び、A 社は自らをディーラーと呼んでいること等
に端的に現れていた。

そして、控訴人は、上記勧誘文書において、A 社はオーストラ
リアの登録された証券ディーラーにすぎないのに、同社を同政府認可商業
銀行である旨の虚偽の記載をし、また、本件取引が「完全分離保管制度の
適用対象」となるなどと、あたかも私的な取引である本件取引が公的な保
護の対象となるかのような誤解を与えかねない記載をしていた。

以上のとおり、控訴人は、WWMF X商品の販売に当たって、最も基本
的な部分について虚偽の情報を提供し、あるいは最も重要な情報を隠蔽し
ていたものというべきである。

イ そして、被控訴人と A 社との本件取引においては、控訴人は被
控訴人に対し、WWMF X商品は、要するに外貨建て預金である旨の虚偽
の説明を行って勧誘し、その旨誤信した被控訴人と A 社との間で
本件取引がなされているのである。

この控訴人の行為は、上記認定判断のとおり、控訴人がWWMF X商品の販売に当たって、顧客に対し、最も基本的な部分について虚偽の情報を提供し、あるいは最も重要な情報を隠蔽していた結果なされたものと判断するのが相当である。

ウ 以上のとおり、控訴人は、被控訴人に対し、WWMF X商品の販売に当たって、顧客に対し、最も基本的な部分について虚偽の情報を提供し、あるいは最も重要な情報を隠蔽していたというべきであるから、本件取引について控訴人には被控訴人に対する不法行為が成立するものというべきである。

- (7) 被控訴人は、前記のとおり、本件WWMF Xの取引において5484万3717円の損失を被っているところ、これが控訴人の不法行為と相当因果関係のあるものであることは明らかである。

また、被控訴人は、本訴訟の追行を被控訴人代理人らに委任しているが、このための費用も、前記不法行為と相当因果関係のある損害と解されるところ、その金額は548万円と判断するのが相当である。

2 争点(4) (過失相殺) について

前記のとおり、被控訴人は、控訴人が虚偽の情報を与え、重要な情報を隠蔽して被控訴人を勧誘したため、本件WWMF Xの取引をしたのであり、この取引において被控訴人には格別責められるべき点は認められないから、控訴人の過失相殺の主張は理由がない。

- 3 以上の次第で、控訴人は、被控訴人に対し、6032万3717円及び本訴状送達の日翌日である平成14年10月22日から支払済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

第4 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 坂 本 慶 一

裁判官 北 澤 晶

裁判官 石 橋 俊 一

これは正本である。

平成16年2月26日

札幌高等裁判所 第3民事部

裁判所書記官 田上弘樹



